

---

>>>

# JPA事務局ニュース <No.45> 2012年3月21日

---

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610 号

TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)

J P Aホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆3月13日に閣議決定された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」に関連して、J P A伊藤代表理事談話を送付します。(次ページ)

この談話は、J P A三役での討議をふまえて作成されたものです。

☆3月27日に予定されていた第2回難病在宅看護・介護等ワーキンググループは開催中止になりました。

3月23日の「第2回難病研究・医療ワーキンググループ」の開催中止に続いて、3月27日の「第2回難病在宅看護・介護等ワーキンググループ」も開催中止との連絡がありました。今後の開催については、日程が決まり次第あらためてホームページにて案内するとのことです。

\*-----\*

( J P A 事務局長・水谷幸司 )

## 「障害者総合支援法」閣議決定にあたって(代表理事談話)

2012年3月21日

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 (JPA)

代表理事 伊藤たてお

3月13日、障害者総合支援法への名称改正を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定された。この機会に、この法案を含む障害者施策についての私たちの考えを述べておきたい。

1. 障害者新法にむけて「難病・長期慢性疾患患者であって社会的支援を必要とするすべての患者を対象とするべき」とのJPAの主張は変わらない。
2. 対象とする障害の範囲について、「難病」が初めて法律の中に位置づけられたことは一歩前進と評価する。また、対象を法で決めずに政令で定めるとしたことについても、今後、法改正を必要とせず対象を柔軟に加えていくことができる保障として歓迎する。
3. この対象範囲には、キャリアオーバーの解消についても可能な表現となっているものと受け止める。その範囲や支援のあり方について、施行までに難病対策委員会等で検討すべき課題とされていることも妥当と考える。
4. 難病患者への福祉サービス（難病患者等居宅生活支援事業）が法律に基づく制度として全国の自治体に周知され、施策の対象となることを歓迎する。
5. 認定（支給決定）においては、難病や慢性疾患の特性を理解した認定となるよう配慮と連携を求める。
6. 今後、さらに他の障害者と同等の福祉サービスが受けられるよう施策の拡大と充実を図ることを求める。雇用、就労、就学・進学においても他の障害者と同じレベルの施策の対象となるよう制度の拡大と充実を求める。
7. 福祉サービスや雇用などの相談と支援活動において従来のそれぞれの仕組みと難病相談・支援センターとの連携を正式に認め、強化することを求める。
8. 今後、身体障害者手帳制度や障害者の医療費助成制度など、残された課題についても新しく設置される障害者政策委員会で審議が行われ、段階的、計画的に制度改革がすすむことを期待する。